⑶　Nature and quantity of the products to be rent : Prefab warehouse lease 1 Set

⑷　Rent period : From 15, November, 2010 through 14, November, 2015

⑸　Rent place : The Foundation for the Open University of Japan

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

A　not come under Article 4 and 5 of the Regulation concerning the Contract for The Foundation for the Open University of Japan,

B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2010 in the Kanto・Koshinetsu area in offer of services for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,

C　prove to have the ability to rent the products concerned by themselves and by a third party, should the products requested through this notice be rent by a third party, prove to have prepared a system to provide maintenance for the rent products.

⑺　Time limit of tender : 5 : 00 PM 21, April, 2010

⑻　Contact point for the notice : Jirou Imaoka, Procurement Group, The Foundation for the Open University of Japan, 2―11 Wakaba Mihama-ku Chiba-shi Chiba-ken 261―8586 Japan, TEL 043―298―4228

入札公告の取消

次のとおり入札公告を取消します。

平成22年3月1日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

契約部長　武藤　元久

◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08

平成22年1月27日付（号外政府調達第17号）29、30ページ）掲載の入札公告　第21―1468―1号「平成22年度事務用品売買単価契約」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年3月1日

支出負担行為担当官

関東地方整備局副局長　梅山　和成

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

○第69号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京港南部地区臨海道路電気設備工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　東京都江東区青海地先

⑷　工事内容　受変電設備工　1式、電力幹線設備工　1式、道路照明設備工　1式、ライトアップ設備工　1式、保安照明設備工　1式、航空障害灯設備工　1式、航路標識灯設備工　1式、避雷設備工　1式、電話設備工　1式、非常電話設備工　1式、非常通報設備工　1式、拡声設備工　1式、監視カメラ設備工　1式、環境観測設備工　1式

⑸　工期　平成23年5月27日まで

⑹　本工事は、入札時に「企業の高度な技術力［VE提案］（施工計画（『現場条件を踏まえた本工事施工に対する安全対策』））」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画（工事全般の施工計画及び当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時VE（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。なお、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。ただし、入札時VE方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。

⑺　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。

⑻　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して1年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

⑼　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去2年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、5⑺で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。

⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。

⑾　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局における電気設備工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　関東地方整備局における電気設備工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1100点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該電気設備工事における客観点数が、1100点以上の者であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成8年4月1日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。

ア）道路照明灯を50基以上設置した工事

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成8年4月1日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

ア）道路照明灯を設置した工事

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。